

■ 埼玉県歯科医師国民健康保険組合からのお知らせ

資格取得届等の手続きにマイナンバー（個人番号）の記入が必要となりますので、ご協力をお願いいたします。

1 マイナンバー（個人番号）の利用目的

届出書等に記載いただいたマイナンバーは、番号法別表第1の第30の項に規定する「国民健康保険法による保険給付の支給又は、保険料の徴収に関する事務」において適用、給付及び徴収業務で利用します。

2 マイナンバー（個人番号）を取り扱う個人番号利用事務実施者と個人番号関係事務実施者の関係

本組合は、個人番号利用事務実施者として、番号法の規定に基づき、自らの業務でマイナンバーを利用・管理することができます。組合員（本人）の皆様は、本組合の事務に必要な届出書等を提出する際に、被保険者（家族）のマイナンバーのみ取り扱うことができます。こうした個人番号利用事務実施者の事務に必要な範囲でマイナンバーを取り扱う者（このケースでの組合員）は、個人番号関係事務実施者と言います。

なお、法律上、事業主は、従業員に関して個人番号関係事務実施者とは位置づけられていません。

3 マイナンバー（個人番号）の記入が必要となる届出書等の提出手続き

◎ マイナンバー（個人番号）の記入が必要となる届出書等は、別紙を参照。

※組合員（本人）が、本組合事務所へ提出する場合

- ① 届出書等に必要事項を記入し、捺印する。
- ② 届出書等に必要な添付書類を用意する。（喪失届を除く加入関係の届出書については、住民票、また、給付関係の申請書については、市区町村民税課税証明書・領収書など）
- ③ マイナンバー記入欄に氏名・マイナンバーを記入する。

※給付関係の申請書はマイナンバー記入欄の様式が異なります。

1 マイナンバー（個人番号）の記入（本組合加入者のみ）

マイナンバー（個人番号）について、組規約第8条に規定する国民健康保険法施行規則第2条により以下のとおり届けます。

No.	被保険者氏名	個人番号(12桁)
1		
2		
3		
4		
5		

【個人番号の利用目的】

本組合は、被保険者の個人番号を番号法別表第1の第30の項「国民健康保険法による保険給付の支給又は、保険料の徴収に関する事務」において適用、給付及び徴収業務で利用します。



- ④ 組合員（本人）は、本人確認（個人番号の確認＋身元確認）、被保険者（家族）は個人番号の確認に必要な書類（コピー）を用意する。※必要な書類は別紙を参照。
- ⑤ ①～④までを同封して組合員（本人）が直接、簡易書留や特定記録など追跡可能な方法により本組合事務所へ郵送する。

※ 組合員（本人）が社会保険労務士事務所に委任、又は事業主を経由して

本組合事務所へ提出する場合

- ① 届出書等に必要な添付書類を用意する。（喪失届を除く加入関係の届出書については、住民票、また、給付関係の申請書については、市区町村民税課税証明書・領収書など）
- ② マイナンバー記入欄に氏名・マイナンバーを記入する。

※ 給付関係の申請書はマイナンバー記入欄の様式が異なります。

1 マイナンバー（個人番号）の記入（本組合加入者のみ）
 マイナンバー（個人番号）について、組合規約第8条に規定する国民健康保険法施行規則第2条により以下のとおり届けます。

No.	被保険者氏名	個人番号(12桁)
1		
2		
3		
4		
5		

【個人番号の利用目的】
 本組合は、被保険者の個人番号を番号法別表第1の「保険料の徴収に関する事務」において運用、給付及び徴収業務で利用します。



※ 社会保険労務士事務所等に委任して提出される場合は、マイナンバー（個人番号）を記入して隠れるように保護シールを貼ってください。

- ③ マイナンバーが見えないように保護シールを貼る。
- ④ 組合員（本人）は本人確認（個人番号の確認＋身元確認）、被保険者（家族）は個人番号の確認に必要な書類（コピー）を用意して専用の封筒に入れ、封をする。※必要な書類は別紙を参照
- ⑤ ①～④までを事業主や社会保険労務士事務所に手渡し、事業所で必要事項を記入・捺印の上、簡易書留や特定記録など追跡可能な方法により本組合事務所へ郵送する。



◆ 社会保険労務士事務所などへ手続きを委任する場合は、組合員（本人）が委任した代理人の住所・氏名を届出書の委任欄に記入する。

委任欄	この届出を下記の代理人に委任します。⓪	
	平成 年 月 日	⓪
	代理人 住 所	⓪
	氏 名	⓪
	組合員氏名	印

※ 社会保険労務士事務所などからの持ち込みや郵送の場合は、委任欄にご記入のうえ代理人の身元確認（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）の提示、郵送の場合はコピーの添付が必要です。

◎ 各届出書等は、マイナンバーを記入して組合員（本人）が直接、本組合事務所へ郵送又は持ち込む場合は、保護シール等は必要ありません。組合員（本人）が社会保険労務士事務所に委任、又は事業主を経由して本組合事務所へ提出する場合は、保護シールと専用封筒が必要となります。

※ 保護シール及び専用封筒のご希望は、本組合事務所までご連絡ください。

◎ 旧様式で申請された場合は、新様式で再提出していただく場合がありますので、必ず新様式で提出してください。（被保険者証の交付が遅れることがあります。）

※ 事業主の皆様には、従業員である組合員（本人）に対して本組合におけるマイナンバーの取り扱いについて十分周知して下さるようお願いいたします。

本組合におけるマイナンバー（個人番号）の取り扱いについて

国保組合関係の届出書等にマイナンバーを記入する事が平成28年1月1日より法令等で義務付けられ、本組合も個人番号利用事務実施者としてマイナンバーを取り扱う事となりますので、以下のとおりご案内いたします。

◎ マイナンバー（個人番号）の記入が必要となる届出書等

組合規約の改正により加入する際の届出書等にマイナンバーを記入していただく事となり、記入欄を追加しました。

また、国民健康保険法施行規則の改正により、以下の各種届出書等にマイナンバーの記入欄を追加しました。

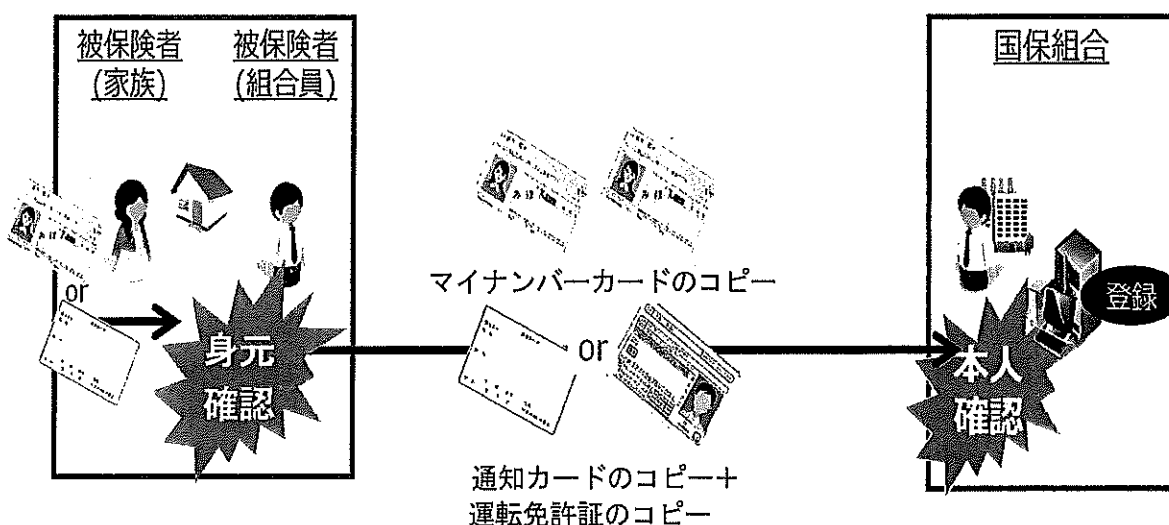
加入関係	給付関係
資格取得届（第1種・第2種）	療養費支給申請書
資格喪失届（第1種・第2種）	限度額適用認定申請書
氏名・自宅住所変更届（第1種・第2種）	高額療養費支給申請書
再交付申請書（第1種・第2種）	特定疾病認定申請書
法第116条該当・非該当届	移送費支給申請書
	第三者の行為による被害届

◎ マイナンバー（個人番号）提出時の本人確認措置

マイナンバーを記入した届出書等を本組合で取り扱う際は、組合員の本人確認措置を行う事となります。本人確認は本組合事務所で行うため、確認書類の添付が必要となります。

※ 本人確認措置とは … 確認書類に基づき、「番号確認」と「身元確認」を行うことをいいます。

- ・番号確認 … 各種届出様式等に記入されたマイナンバーが正しいことの確認
- ・身元確認 … 記入されたマイナンバーの持ち主であることの確認








※ マイナンバーの記入が必要となる各種届出書等は、組合員のほか、本組合に加入する世帯の被保険者（家族）の記入も必要となります。被保険者（家族）に係る身元確認については組合員が行う事となりますが、番号確認については、本組合事務所で行います。

◎ 本人確認措置に必要となる確認書類

届出書等にマイナンバーを記入の上、組合員（本人）は、本人確認（個人番号の確認＋身元確認）、被保険者（家族）は、個人番号の確認に必要な書類を以下のとおり添付してください。

- ① マイナンバーカードを持っている組合員（本人）は、カードの表・裏のコピー、被保険者（家族）は、マイナンバーが記載されている部分のコピーのみ
- ② マイナンバーカードを持っていない組合員（本人）は、通知カードのコピーまたは個人番号が記載された住民票（写し）と運転免許証またはパスポートのコピー、被保険者（家族）は、通知カードのコピーまたは個人番号が記載された住民票（写し）のみを添付して本組合事務所へお送りください。

なお、世帯全員が本組合に加入する場合は、個人番号が記載された住民票（写し）をもって個人番号確認の書類としても差し支えありません。

主な確認書類	個人番号の確認	身元（实在）確認
1 マイナンバーカード 	○	○
2 通知カード 	○	—
3 住民票 	○	—
4 運転免許証 	—	○
5 パスポート 	—	○

◆ なお、加入時やその他の届出等で、個人番号の確認に必要な書類を本組合に提出済みの場合は、その後の添付は不要となります。

【お願い】

マイナンバーを記入した各種届出書等を本組合事務所へ郵送される際は、簡易書留や特定記録など追跡可能な方法により郵送してください。

◆ マイナンバーを取り扱うための安全管理措置

マイナンバーの漏えい防止等、適切かつ必要な安全管理措置を講じるため、「個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）」の制定、「個人情報の保護に関する規程」を改正し、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の取扱い等について定めました。

また、新たに「運用管理規程」を制定し、コンピュータのセキュリティ対策、事務室内への入退室管理等の安全管理措置を具体的に定め、整備を行い、事業主並びに被保険者の皆様の個人情報及び特定個人情報の安全管理と適正な取扱いに努めています。

なお、マイナンバーを取り扱うために必要となる「特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）」については、個人情報保護委員会に届出しました。